令和4年 第2回沼田町議会定例会(2日目) 会議録

令和4年 6月17日(木) 午後 1時00分 開 会

1. 出席議員

議 長 峯 聡 議員 1番 鵜 野 範 之 議員 9番 小 3番 久 議員 議員 2番 畑 地 誉 保 元宏 4番 高 田 勲 議員 5番 篠 原 暁 議員 6番 伊 淳 議員 7番 長 野 時 敏 議員 藤 上 議員 10番 大 沼 恒 雄 8番 野敏夫 議員

- 2. 欠席議員 高田議員 午後1時45分より出席
- 3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名 町 長 横 山 茂 君 農業委員会長 辻 則 行 君 教 育 長 吉 田 憲 司 君
- 4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長 菅 原 秀 史 君 総務財政課長 村 中 博 隆 君 井 圭 二 君 農業推進課長 前 田 産業創出課長 赤 昌 清 君 住民生活課長 嶋 田 英 樹 君 建設課長 瀧本周三 君 保健福祉課長 小 玉 好 紀 君 和風園園長 昌 典 君 安念 川幸太君 旭寿園園長 荒 会計管理者 按田義輝君

- 5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員 教育課長 三 浦 剛 君
- 6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名 事務局長 黒田美和君書記 中山裕樹君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

報告第1号繰越明許費に係る繰越計算書の報告について(一般会計)

報告第2号継続費に係る繰越計算書の報告について(水道事業会計)

報告第3号 株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について

承 認 第 3 号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度沼田町一般会計 補正予算専決第1号)

議案第38号 沼田町自然環境センター条例の一部を改正する条例について

議案第39号 沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第40号 沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第41号 深川地区消防組合規約の一部を変更する規約について

議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第45号 令和4年度沼田町一般会計補正予算について

議案第46号 令和4年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第47号 令和4年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第48号 令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算につい て

議案第49号 令和4年度沼田町介護保険特別会計補正予算について

議案第50号 令和4年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について

議案第51号 令和3年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第52号 令和4年度沼田町一般会計補正予算について 閉会中の所管事務調査の申し出について

陳 情 第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書 提出を求める陳情について

陳 情 第 2 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強 化を求める意見書提出を求める陳情について

意見案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書 (案)について

意見案第3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強 化を求める意見書(案)について

(開会宣言)

○議長(小峯聡議長) 只今の出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長(小峯聡議長)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、上野議員、10番、大沼議員を指名致します。

(一般議案)

○議長(小峯聡議長)日程第2、報告第1号。繰越明許費に係る繰越計算書の報告について(一般会計)を議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。報告 第1号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は、報告のとおり 受理することに決定しました。

(一般議案)

○議長(小峯聡議長)日程第3、報告第2号。継続費にかかる繰越計算書の報告について(水道事業会計)を議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第2号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。報告 第2号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は、報告のとおり 受理することに決定しました。

○議長(小峯聡議長)日程第4、報告第3号。株式会社沼田開発公社の事業計画及び 決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説 明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第3号について、質疑ありませ んか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。報告 第3号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は、報告のとおり 受理することに決定しました。

- ○議長(小峯聡議長)日程第5、承認第5号。専決処分の承認を求めることについて (令和3年度沼田町一般会計補正予算専決第1号)を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)はい、議長。承認第5号。専決処分の承認を求める ことについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別氏のとおり専決処分 したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和4年6月16 日提出。町長名でございます。1枚おめくりいただきたいと思います。専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定によって、令和3年度沼田町一般会計補正予算(専 決第1号)を別冊のとおり専決処分する。令和4年3月31日。町長名でございます。 別冊の令和3年度沼田町一般会計補正予算(専決第1号)2頁をお開き願いたいと思 います。令和3年度沼田町一般会計補正予算(専決第1号)。令和3年度沼田町の一般 会計の補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。 第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,065万3千円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4、618万4千円と定める。2項省略 させていただきます。第2条。地方債の変更は、第2表地方債補正による。令和4年 3月31日。町長名でございます。本専決予算は、令和3年度決算見通しを調整した 結果、歳計余剰金が6億3,000万円生じる見込みとなった事から、決算処理とい たしまして、財政調整金繰入金1億5,000万円及び減債基金繰入金8,542万 9千円を皆減し、ふるさとづくり基金の充当事業を調整する歳入処理を行い、歳出処 理といたしまして、振興基金に3億円、社会福祉金に3,000万円を積み立て、次 年度繰越金を1億38万8千円とする為の補正を専決処分させていただいたものでご ざいます。10頁をお開き願いたいと思います。10頁、歳入でございます。2款地 方譲与税から11頁、11款地方特例交付金までと、13款交通安全対策特別交付金

につきましては、いわゆる一般財源項目でございますが、交付額の確定により、それ ぞれ増減額を補正したものでございまして、12款地方交付税につきましては、一般 財源の総額調整として、増額計上し、収支の均衡を図ったものでございます。一枚お めくり頂いて、12頁をお開き願いたいと思います。中段、16款国庫支出金から、 13頁、17款道支出金につきましては、対象事業における補助対象経費の確定、事 業実績に伴います、負担金・補助金など増・減額補正してございます。14頁をお開 き下さい。14頁上段、4目農林水産業費道補助金、527万2千円の減額につきま しては、道営事業関連の整理が主なものでございますが、農業競争力基盤強化特別対 策事業から下段の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業へと事業が移行されたこ とに伴いまして、増・減額補正してございます。農業次世代人材投資事業補助金につ きましては、新規就農者に対して支援するための補助金ですが、対象者がいなかった ことから300万円を皆減するものでございます。中段、18款財産収入、2項1目 不動産売払収入、1節土地売払収入54万4千円の増額補正は、本通4丁目の町有地 売払収入を補正計上させていただいてございます。3目生産物売払収入、1節実習農 場生産物売払代金、120万6千円の増は、和牛売払収入で1頭当たりの単価増によ り増額補正となったところでございます。19款寄附金につきましては、個別の説明 は割愛させていただきますが、確定額の調整でございまして、2目総務費寄附金、ふ るさとづくり基金寄附金につきましては予算額を3億円として取り組んでまいりまし たが、結果といたしまして1億7,377万円の実績となったところでございます。 15頁をお開き願いたいと思います。20款繰入金につきましては、前段申し上げま した財政調整基金繰入金と減債基金を皆減した歳入決算処理をしたものでございまし て、その他につきましては基金充当事業におけます確定額におきまして、各基金の繰 入を減額補正したところでございます。16頁をお開き下さい。16頁中段、22款 諸収入、4項5目雑入、6節医療保険者納入金140万2千円の増は、重度心身障が い者等医療費高額療養費収入で実績に伴います収入増でございます。23款町債、1, 330万円の減額につきましては、各起債対象事業の確定による、増・減額補正でご ざいます。17頁をお開き下さい。17頁から歳出の補正でございます。歳出補正の 主な内容でございますが、1款議会費から38頁、10款教育費まで関係各予算の執 行残を減額処理し、各基金の充当事業等の確定及び起債額の確定により、財源、移動 処理したものであり、管理経費などの説明は割愛させていただきまして、主なものの み説明させて頂きます。22頁をお開き下さい。22頁中段、19目移住定住応援費、 18節負担金補助及び交付金、1,355万8千円の減額補正につきましては、各種 応援事業の執行残を整理したものですが、住宅取得及び一般リフォームに対する補助 金であります、住んで住まいる応援奨励金ですが、令和3年度の実績といたしまして、 新築4件、中古住宅購入1件、住宅リフォーム45件となったところでございます。

24頁をお開き下さい。24目ふるさと応援費、8,190万9千円の減額補正につ きましては、ふるさと納税関連でありまして、納税寄附者への返礼特産品などの執行 残を整理したものでございます。25目地域おこし協力隊活動費、578万4千円の 減額補正でございますが、年度末で9名の隊員が活動していたところでございますが、 実績により執行残を補正減したものでございます。25頁をお開きください。3款民 生費から29頁、4款衛生費までにつきましては、高齢者、障害者、児童福祉並びに 健康推進などの実績に伴います予算整理でございまして、説明欄に事業ごとに記載し てございますので、説明を割愛させていただきます。32頁をお開き下さい。6款農 林水産業費、1項5目道営施設等整備事業費、372万円の減額補正につきましては、 道営農地整備事業等の実績に伴い予算を整理してございます。7目農業総合対策費、 1,142万4千円の減額補正につきましては、19節負担金補助及び交付金が主な ものとなってございますが、各種農業総合対策事業の執行残を減額補正しているもの でございます。34頁をお開き下さい。中段、14目利雪農業推進費445万6千円 の減額補正は、雪氷桜プロジェクト事業が主なものでございますが、東京オリンピッ クマラソン競技のボランティア応援ツアー等を企画してございましたが、規模縮小と なった事から執行残を減額補正しております。35頁をお開き下さい。7款商工費1, 700万2千円の減額補正につきましては、商工会、観光協会等に対します、商工観 光事業の補助執行残の整理してございます。36頁をお開き下さい。8款土木費、2 項2目道路新設改良費、521万5千円の減額補正につきましては、町道東予中央線 東栄橋補修工事の執行残を整理し減額してございます。37頁をお開き下さい。9款 消防費、212万8千円の減額補正であります。主なものといたしましては、12節 委託料、除排雪緊急対策委託料100万円の皆減が主なものとなっているところでご ざいます。38頁をお開き下さい。10款教育費につきましては、執行残を整理して ございます。43頁をお開き下さい。11款公債費は、財源移動でございます。12 款諸支出金でございますが、基金への積立が主なものでございまして、財源となる寄 附金等の確定と一般財源の確定により、歳計余剰金を4目振興基金と9目社会福祉基 金へ積み立てる増額を行ったものでございます。以上、歳入歳出補正の説明とさせて いただき、6頁にお戻り願いたいと思います。第2表、地方債補正、変更でございま す。起債対象事業費確定に伴います、起債額の確定により、限度額を整理し補正して ございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご承認のほど、 よろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。承認第5号について 採決致します。お諮り致します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意義なしと認めます。よって、承認第5号は承認することに 決定しました。

- ○議長(小峯聡議長)日程第6。議案第38号。沼田町自然環境センター条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。産業創出課長。
- ○産業創出課長(赤井圭二課長)はい。議案第38号。沼田町自然環境センター条例 の一部を改正する条例について。沼田町自然環境センター条例の一部を改正する条例 を提出する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。沼田町自然環センター 条例の一部を改正する条例。沼田町自然環境センター条例(平成7年条例第2号)の 一部を次のように改正する。以下、条文の朗読を省略し、提案理由についてご説明申 し上げます。本条例は、自然と人間が共存できる自然学習活動と触れ合い、交流を深 めることを目的に制定され、ほたる学習館、ふるさと資料館分館、炭鉱資料館など、 教育・学習施設としての機能を持ちながら運営してきたところですが、令和3年4月 に教育委員会から所管替をし、今までの機能を待たせつつ現在までほろしん温泉地区 の森づくりと地域資源を生かした体験プログラムをコーディネートする自然学校の拠 点施設として準備しているところであり、施設の適正な維持管理と利用促進を図るた め、法人による指定管理が可能となるよう条例改正するものであります。本改正によ って、本施設が通年利用できる環境となり、企業やノマドワーカーによるワーケーシ ョンや自然学校の事業を実施することで、本町の観光及び産業振興、関係人口創出な ど地方創生の町づくりに寄与することを期待するものであります。以上、提案の理由 とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。
- ○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。久保議員。
- 3番(久保元宏議員)3番、久保です。本件の指定管理者に対しての監査、若しくは 事業の精査。そういった第三者的な立場で指定管理者のイニシアチブを、ある意味町 のイニシアチブに誘導するようなことはこの条例に書かれてないんですが、それはど のような立場で担保されるのか。

- ○産業創出課長(赤井圭二課長)はい。議長。
- ○議長(小峯聡議長)はい。産業創出課長。
- ○産業創出課長(赤井圭二課長)はい。本条例改正によって、指定管理が可能になった場合、その受けた法人については、基本的にはほたる学習館の管理、特に利用料の収受、それから利用促進、こういったものが中心となってきます。ただ、その事業内容につきましては、今後、指定管理の募集要綱、そちらの方で調整しながら検討してまいりたいと考えております。
- ○議長(小峯聡議長)よろしいですか。他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)はい、質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に 入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第38号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり 可決されました。

- ○議長(小峯聡議長)日程第7。議案第39号。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小玉好紀課長)はい。議長。議案第39号。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例を提出する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、前年度と比較して収入が減少した世帯の第1号保険者、いわゆる65歳以上の保険者に対する保険料を減免する特例措置につきましては、昨年、令和3年度分までを期限とした特例規定を議決いただいたところですが、この度、厚生労働省通知によりこの特例がさらに1年延長され、令和4年度分までとされたことから、これにあわせて介護保険条例の一部を改正するものでございます。なお、減免により生じます歳入不足につきましては、国から財源補填されることとなっております。以上、提案理由の説明と致します。ご審議のほど、よろしくお願い致します。
- ○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第39号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり 可決されました。

(一般議案)

○議長(小峯聡議長)日程第8。議案第40号。沼田町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。 ○住民生活課長(嶋田英樹課長)はい。議長。議案第40号。沼田町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例を提出する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。沼田町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例(昭和35年条例第14号) の一部を次のように改正する。改正条文の朗読を省略いたしまして、提案理由を説明 いたします。今回の改正は、税率等の改正が主なものであります。先に開催されまし た国保運営協議会において説明し、ご理解をいただいたものでありますが、米価下落 や新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、昨年同程度の税額となるように、国民 健康保険会計基金から3,500万を繰り入れしまして、それでもなお不足する必要 額を税として徴収するものであります。また、昨年に引き続き減免規定の特例を延長 致します。税率等の改正について、医療給付費分については、所得割を2.66パー セントから3.25パーセントに改め、均等割を33,700円から34,600円、 平等割を28,300円から28,000円に改め、後期高齢者医療支援分は所得割 を1.35パーセントから1.68パーセントに改め、均等割を11,100円から 11,900円、平等割を10,700円から9,900円に改め、介護給付費分は 0.97パーセントから1.34パーセント、均等割を22,600円から24,9 00円に改正するものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご 審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第40号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり 可決されました。

- ○議長(小峯聡議長)日程第9。議案第41号。深川地区消防組合規約の一部を変更 する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)はい。議案第41号、深川地区消防組合規約の一部を変更する規約について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、深川地区消防組合規約の一部を次のように変更する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。深川地区消防組合規約の一部を変更する規約。深川地区消防組合規約(昭和47年4月1日制定)の一部を次のように変更する。第14条第2項第1号を次のように改める。以下、条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。深川地区消防組合を構成する団体が共同で負担している消防本部運営費の負担割合が、設立当初から大きく変動しており、このたび、組合を構成する市町との間で負担割合の変更について協議が整いましたので、深川地区消防組合規約の一部を変更しようとするものであり、当該規約の変更については、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により、一部事務組合を組織する構成団体の協議によりこれを定め、加盟する地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりますことから、本議会の議決を求めようとするものでございます。なお、この規約は令和5年4月1日から施行することとしてございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。
- ○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- ○10番(大沼恒雄議員)はい。
- ○議長(小峯聡議長)はい。大沼議員。
- ○10番(大沼恒雄議員) 今の説明分かったんですけれども、これによって、本部経費の沼田負担は上がる、下がる。それと、どの程度の金額になるか教えていただけますか。

- ○議長(小峯聡議長)はい。総務財政課長。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)はい。負担は、金額でいきますと、約200万程度 の負担が増となるところでございます。各町、妹背牛、秩父別、北竜、沼田ほぼ均等 に約200万ずつぐらい上がるような予定となってございます。
- ○議長(小峯聡議長)他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第41号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり 可決されました。

(一般議案)

- ○議長(小峯聡議長)日程第10。議案第42号。北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)はい。議案第42号。北海道市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。北海道市町村総合事務組合規約(平成31年2月22日市町村第1877号指令)の一部を次のように変更する。以下、条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。上川中部福祉事務組合の加入に伴いまして、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2の変更について協議するため、本案を提出するものでございます。なお、規約の施行日は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第42号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり 可決されました。

(一般議案)

- ○議長(小峯聡議長)日程第11。議案第43号。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)はい。議長。議案第43号。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次とおり変更する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。北海道市町村職員退職手当組合規約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。以下、条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。令和4年4月1日付で設立されました上川中部福祉事務組合が、新たに北海道市町村職員退職手当組合へ加入することに伴いまして、北海道市町村職員退職手当組合規約別表(2)の一部事務組合及び広域連合の表を変更する必要が生じたため本案を提出するものでございます。なお、規約の施行日は、地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第43号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり 可決されました。

(一般議案)

- ○議長(小峯聡議長)日程第12。議案第44号。北海道町村議会議員公務災害補償 等組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政 課長。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)はい。議長。議案第44号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次とおり変更する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第44号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり 可決されました。

- ○議長(小峯聡議長)日程第13。議案第45号。令和4年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)はい。議案第45号。令和4年度沼田町一般会計補正予算について。令和4年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。別冊の令和4年度一般会計補正予算(第2号)2頁をお開き願いたいと思います。令和4年度沼田町一般会計補正予算(第2号)。令和4年度沼田町の一般会計の補正予算(第2号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,534万1千円と定める。2項省略させていただきます。令和4年6月16日提出。町長名でございます。9頁をお開き願いたいと思います。9頁、歳出でございます。1款議会費、1項1目

議会費、13節使用料及び賃借料6万3千円の増額補正は、議会活動費で研修先の自 動車借上料の計上でございます。2款総務費、1項3目OA管理費、12節委託料2 2万円の増額補正ですが、国が進める障害福祉関係データベースの稼働等に対応した システム改修に係る費用で、国庫負担2分の1にて事業を進めるものでございます。 9目企画費、12節委託料124万3千円の増額補正ですが、企画事務費、関係人口 創出アドバイザー委託料は、関係人口創出にたけた知識や地域外に人脈を持つ事業者 に委託し、民間の多様な視点やネットワークを活かしながら、本町の地方創生・関係 人口拡大などに繋げていくものです。財源にふるさとづくり基金を充当することとし てございます。高齢者住宅等周辺整備事業、高齢者住宅性能評価委託料の計上ですが、 現在、建築確認申請中でありますが、社会資本整備総合交付金の適用条件となる住宅 性能評価に係る所要額を予算計上してございます。財源ですが、高齢者住宅外構整備 費用に振興基金を充当することとしておりますが、過疎地域持続的発展支援交付金の 内示を受けたことから一部財源振替をしてございます。24目ふるさと応援費、10 節需用費35万2千円の増額補正ですが、ふるさと納税事務に係る費用で寄附者への 各種証明書類発送に使用する窓付き封筒が不足することから印刷製本費を計上してご ざいます。26目物価・原油高騰対策事業費2,932万8千円を補正計上するもの ですが、ウクライナ情勢に伴う原油価格や物価高騰による消費低迷と経済活動の停滞 が危惧されることから、町民の生活を直接支援するために、町民一人当たり1万円の 生活支援商品券を配布することとし、必要となる所要額をそれぞれ予算計上しており ます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上してござい ます。10頁をお開き下さい。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節操出金、 国民健康保険特別会計操出金19万6千円の減額補正ですが、国保未就学児均等割保 険税負担金について、令和4年度から子育て世帯の経済的負担軽減のため新たに創設 され、軽減分は国が2分の1、道と町で4分の1ずつを負担するもので22万円を一 般会計から繰出すこととしてございます。また、当初、未就学児の均等割軽減に係わ るシステム改修が見込まれ、改修費用41万6千円を繰出すこととして予算計上して おりましたが不要となったことから、それらを相殺致しまして19万6千円を減額す るものでございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1,003万5千 円の補正計上ですが、長期化するコロナ禍において令和3年度においても同様の給付 を行っておりますが、令和4年度に新たに住民税均等割が非課税となった世帯につい て、プッシュ型により1世帯10万円の給付を行うもので、余裕を見させていただき まして100世帯を見込んで予算計上してございます。財源は全額国費にて計上して ございます。2目高齢者福祉費、27節養護老人ホーム特別会計操出金100万円の 増額補正ですが、物価・原油高騰対策事業でご説明しましたが、町民の生活支援策と して商品券を配布することとしておりますが、施設入所者に対しては食による楽しみ

を提供することとし、養護老人ホーム特別会計へ繰出すものでございます。3目介護 支援費、27節操出金13万7千円の減額補正です。特別養護老人ホーム特別会計操 出金80万円の増は、和風園同様に繰出しを行うものであり、高齢者グループホーム 特別会計操出金につきましては、特別会計における前年度繰越金の確定に伴い、10 2万7千円を減額するものと、他の高齢者施設同様に生活支援として、9万円を繰出 すこととし、相殺致しまして93万7千円を減額するものでございます。2項児童福 祉費、2目子育て支援費181万円の補正計上ですが、国が行う支援事業で、コロナ ウイルス感染症による影響が長期化する中、食費などの物価高騰に直面する低所得の 子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を給付するものです。支給対象世帯は令和 4年3月31日を基準日とし、18歳未満の児童を養育する父母などであり、かつ、 令和4年度分の住民税が非課税であるもの又は令和4年1月1日以降の収入が急変し、 住民税非課税相当の収入となったものを対象としてございます。なお、財源は全額国 費にて計上してございます。11頁をお開き下さい。4款衛生費、1項3目感染症予 防対策費、12節委託料636万2千円の補正計上ですが、新型コロナウイルスワク チン追加接種、4回目接種に係わります接種委託料及びシステム改修等の費用を予算 計上しております。財源は、接種委託料に係わるものは新型コロナウイルス接種対策 費国庫負担金、システム改修、接種券作成など事務費用については、新型コロナウイ ルスワクチン接種体制確保事業補助金を補正額と同額で計上してございます。5目母 子保健費、22節償還金利子及び割引料、2万8千円の補正計上ですが、母子保健衛 生費国庫補助金返還金で令和3年度の実績に伴い返還金が生じたものでございます。 6目環境衛生費、14節工事請負費、41万8千円の補正計上ですが、市内5の小学 校に隣接致します空き家の代執行措置を行う費用を予算計上するものですが、当該物 件は空き家対策の推進に関する特別措置法に基づき、そのまま放置すれば倒壊など著 しく保安上危険となる恐れがある状態と認められる建築物の所有者に対しまして、解 体するよう措置命令したもので、期日までに措置せずに放置された状況であり、小学 校に隣接し児童などへの事故の危険性が非常に高いことに加え、周辺に民家やアパー トも多く所在していることから、地域住民の生命、身体または財産を保護するため代 執行措置を行うものであります。財源は措置費用として空き家の法定相続人から徴収 することとし、補正額と同額で計上しております。6款農林水産業費、1項2目農業 総務費、8節旅費10万円の増額補正ですが、先進地視察研修の随行として職員1名 分の旅費を予算計上してございます。7款商工費、1項2目観光費、18節負担金補 助及び交付金、55万円の増額補正は、活ぬまたステップアップ事業補助金の計上で す。HTB放送局主催事業であります「ここキャン北海道2022」が7月6日から 8日の3日間、ほたるの里オートキャンプ場で開催されることが決定し、HTB公式 ユーチューブにて沼田町の特産品や自治体のPRを行う事となっていることから、観

光協会へ補助金を支出するものです。財源は、商工観光振興基金繰入金を補正額と同 額で計上してございます。12頁をお開き下さい。9款防災費、1項2目防災費、1 ①節需用費、修繕費70万円の増額補正ですが、沼田神社横に設置してございます防 災行政無線装置の屋外拡声設備の無線制御部分に損傷が見つかり誤作動を起こしてい ることから、早急な修繕が必要であり予算計上するものでございます。10款教育費、 1項4目教員住宅管理費、14節工事請負費550万円の補正計上ですが、建築後3 0年以上が経過した西町教員住宅2階建ての1室が4月で空室となったことから、内 装、水回りのリフォームを行い新たな教員の入居を促すものでございます。12款諸 支出金、1項11目農業振興基金費、24節積立金172万4千円の補正計上は、農 産加工場指定管理者納付金で当期純利益が発生したことから、協定に基づき純利益の 2分の1を納付させ農業振興基金へ積立てるものでございます。7頁へお戻り下さい。 7頁、歳入でございます。12款地方交付税、1項1目地方交付税8,992万3千 円を減額するものでございます。前年度繰越金の確定による計上と、今回歳出に特定 財源などを充当し、地方交付税を減額いたしまして、収支の均衡を図ったものでござ います。16款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金11万円の補正増ですが、歳 出3款民生費で説明いたしました、国保未就学児均等割保険税軽減負担金の国庫負担 分の計上です。2目衛生費国庫負担金341万6千円の増額補正ですが、歳出4款衛 生費でご説明したワクチン接種委託に係る国庫負担分の計上で歳出補正額と同額計上 です。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金3,902万 円の補正計上ですが、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金2,932万8千 円の増額補正は、歳出2款総務費でご説明いたしました物価・原油高騰対策事業の生 活支援商品券配布に係る費用で歳出補正額と同額計上です。過疎地域持続発展支援交 付金969万2千円の補正増ですが、歳出2款総務費でご説明した高齢者住宅外構整 備費用の財源として交付を受けるものでございます。2目民生費国庫補助金、1節児 童福祉費補助金181万円の補正増ですが、歳出3款民生費で説明いたしました、子 育て世帯生活支援特別給付に係る国庫補助金で歳出補正額と同額計上です。2目社会 福祉費補助金1,203万5千円の補正増は、歳出3款民生費で説明いたしました、 住人税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る国庫負担分の補正増と新型コ ロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金189万円の増額補正は、各高齢者施設 特別会計操出金の財源として、歳出補正額と同額計上してございます。障害者総合支 援事業補助金11万円の補正増は、歳出2款総務費でご説明した障がい者福祉システ ム改修に係わる国庫負担分の計上です。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助 金294万6千円の増額補正は、4款衛生費でご説明いたしました、ワクチン接種体 制確保に係る国庫補助金で費用をシステム改修等事務費用で歳出補正額と同額計上し てございます。8頁をお開き下さい。17款道支出金、1項1目民生費道負担金5万 5千円の補正増は、歳出3款民生費で説明いたしました、国保未就学児均等割保険税軽減負担金の北海道負担分の計上です。20款繰入金につきましては、歳出でそれぞれご説明致しました各事業の繰入実行について計上してございまして、振興基金繰入金の減額につきましては、財源振替により減額し整理してございます。21款繰越金、1項1目繰越金9,538万8千円の増額につきましては、前年度繰越額確定に伴います、補正でございます。22款諸収入、4項5目雑入41万8千円の補正増は、歳出4款衛生費で説明いたしました、空き家対策代執行の財源として法定相続人から徴収するもので、歳出補正額と同額の計上です。6目納付金172万4千円の補正増につきましては、歳出12款諸支出金でご説明致しました。農産加工場指定管理者からの納付金を計上してございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

- ○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- ○3番(久保元宏議員)はい。議長。
- ○議長(小峯聡議長)はい。久保議員。
- ○3番(久保元宏議員)3番、久保です。二つあります。一つずつ聞きます。一つは 9頁目のふるさと納税に関してなんですが、ふるさと納税の、新年度を迎えて第2号 ということで、また歳出が重ねられていくということになると思うんですが、色々経 過あるふるさと納税に関して住民向けの検証がされていないのではないかと。ある一 定のこの検証をきちんと住民に向けて説明して、その検証に基づいてこの封筒なり、 なんなりの支出が発生するというようなことを1度しなければ、このままだだ洩れと は申しませんが町民に対して、歳出の説明にならないんではないかと思います。そこ に関してどのようなお考えを持ってるのかお聞きします。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)はい。
- ○議長(小峯聡議長)はい。総務財政課長。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)はい。住民への使途の説明ということに。
- ○3番(久保元宏議員)過去の検証です。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)過去の検証ですか。先ほど全員協議会の方でも年度 ごとの支出、何の事業にどれだけ使ったかっていうものは住民の方には公開している ところでございますんで、令和3年度の支出につきましては、来月号の広報の方に掲 載する予定で考えてございます。ホームページの方もこのたび全員協議会の方で説明 をさせていただきましたので、ホームページの方にも使途については掲載するつもり でおります。
- ○3番(久保元宏議員)はい。議長。
- ○議長(小峯聡議長)はい。久保議員。

- ○3番(久保元宏議員)過去の数字の報告、情報開示と検証って全く違うんですよね。 あと、過去これだけのふるさと納税をいただいていて、これだけ金額が変わりました と。それに対してどのような要因があって、我々このような歳出をして対策をしてた と。そこまでの踏み込んだことをしなければ、それは検証とは言わないと、単なる過 去の数字の情報公開にしか過ぎないと思うんですが、そこまでの検証の準備は今回の ホームページとかでも町報とかでもされると、私は理解してよろしいんでしょうか。 ○議長(小峯聡議長)はい。総務財政課長。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)今回のお知らせする部分につきましては、そこまで 久保議員おっしゃるまでのものは考えてございませんで、以前と同様なもので報告す るような予定でございます。今後につきましては久保議員おっしゃられるとおり、そ ういった検証、どういうふうに検証をすればいいのかっていうのを今後検討しながら 考えていきたいと思います。
- ○議長(小峯聡議長)はい。久保議員。
- 〇3番(久保元宏議員)分かりました。しっかりお願いします。それと2つ目の質問なんですが12頁です。コーミさんが純利益を出されたということで、これを基金に積み立てるということなんですが、農業振興基金、確かにコーミさんのやられてることと親和性のある基金であるし、今現在であれば先ほど課長から説明いただきましたが、コーミさんの部分を抽出することも可能です。ただ先ほど私、赤井課長と議論させていただいた時に、自然学校の監査機能のお話もさせていただきましたが、おそらくシダックスさん含めて、今後、沼田町の指定管理先が徐々に増えていくという方向に向かうんではないかと。その時に今回はまだまだ抽出は可能ですが、将来的にコーミの純利益がどこに行ったのかわからないと、シダックスの部分がどこに行ったのかわからないと、そうじゃなくてある程度指定管理先が特化した方がよろしいんではないかと、そのような回収のポケットを入れてことによって監査機能を担保する必要があるんじゃないかと、それが我々が指定管理者を指定した責任ではないかと考えております。今後指定管理先が増えていく傾向の中で、健全性を担保するためにこの基金の管理の仕方、利益の管理の仕方、このポケットでよろしいのかっていう疑問を感じますがいかがでしょうか。
- ○議長(小峯聡議長)はい。副町長。
- 〇副町長(菅原秀史副町長)はい。今ほど久保議員方から指定管理に係る分の一つ基金化した中で、俗に言う一つの財布とした中での見える化というような部分だと思っておりますが、町としては今ほどありましたとおり農産加工場の分、農業の部分でしたんで、農業の振興に使うと、現在の農産加工場自体も地域農業の振興が目的でしたんで、そういう目的の中で積んできたところでございます。あと、監査の部分でございますが、町の監査委員さんの監査、指定管理者の監査の該当になってますので、基

本的に、隔年、あるいはそういうようなタイミングで、3年に1回でしたか、監査を受けるようなことになりますので、もちろん毎年毎年ですね、町の方でも決算をもらった中で報告もいたしますし、また内部の部分につきましては、監査委員さんの方におまかせしているというような状況です。前段に申し上げました基金についてはですね、町としては農業の部分という思いと、若干、実を言うと指定管理制度をやった中でプラスになったのは初めてという状況もありますんで、指定管理施設だけの基金を持つことについてどうなのかっていう部分はもうちょっと検証はさせていただきたいと思いますが、今の町の考えとしては、コーミさんとは協定の中で基金が出た場合は2分の1だとかってことになってますが、ほたる館の方もありますが、今後の状況だとかも鑑みながら検討させていただければというふうに思います。

- ○3番(久保元宏議員)はい。分かりました。よろしいです。
- ○議長(小峯聡議長)はい。他に質疑ありませんか。
- ○5番(篠原暁議員)はい。
- ○議長(小峯聡議長)はい。篠原議員。
- ○5番(篠原暁議員)はい。5番、篠原です。9頁の物価・原油高騰対策の1万円の商品券についてちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、この1万円という金額になった経緯というか、理由について教えていただきたいなと思います。
- ○議長(小峯聡議長)はい。総務財政課長。
- ○総務財政課長(村中博隆課長)はい。篠原議員のご質問にお答させていただきます。この物価・原油高騰対策生活支援事業ですが、国からの交付金が沼田町に配分額として3,700万円入ってきてございます。1万円、色々と昨日もご説明させていただいてございますけれども、生活支援ということで、町民一人一人細かな支援に届けさせるためには1人1万円ということで、3,700万円ですから、1人当たり1万円にすると3,000万円。ある程度700万円は今まだ残したような状況になってますけれども、そういったことで2万円になると6,000万ということになりますんで、配分額を超えてしまうということもありまして今回については配分額の中で支給をさせていただくというようなことでございます。
- ○5番(篠原暁議員)はい。
- ○議長(小峯聡議長)はい。篠原議員。
- ○5番(篠原暁議員)今、今回についてはっていう言葉があったので、ちょっともう一つ追加しておきたいんですけども、私もちょっと考えてみたんですけれども、昨日一般質問の中でも触れさせていただいてたことと関係ありますけど、今、一般的な平均家計支出の月額っていうのが30万円っていうふうにえ言われている部分はあるんですけど、安いとかいろんなそういう固定費も入ってますので、食費とか光熱費とか流動的な支出って考えて、大雑把に月10万円って考えた時に、昨日お話ししたよう

に5パーセント程度今負担が増えてると考えたら月5,000円の負担増なのかな。 そうすると1万円っていうと、2月しか持たないのかなっていうような感じで私はずっと考えてたんですけども、今、総務財政課長、今回のはっていう言い方をされたので、今のこの家計の大変な状況、物価高騰っていうのはまだまだ続いていくっていうふうに考えられるんですけど、もちろん今後の国の動向とか関係あると思いますが、今後もそういう形で町民に支援を続けていくという中での1万円なのかどうかっていうことも重ねてちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(小峯聡議長)はい。副町長。
- ○副町長(菅原秀史副町長)今ほど月の家計費だとかっていう話もありましたが、今回は町の考え方としては基本的に使用期間7・8・9と今考えてます。本日予算通ったばっかりですので、これから細かな最終的に決済を仰ぐことになりますが、基本的には今の町の考えとしては3ヶ月、先ほど1万円の根拠と、確かに根拠と言われるとこでは難しいとこでございますが、今回は原油高騰対策でございますが、昨年コロナ対策ってことで、あれも大体3ヶ月間位というスパンで5,000円という形でやってきましたが、そんな中で今回はかなり物価も上昇しているということで1万円、まあ区切りがいいという部分も正直ありますが、そういうとこも踏まえた中で町として今のところ3ヶ月間の使用期間を持った中で町民の生活を応援したいというふうに考えているところです。
- ○5番(篠原暁議員)はい。分かりました。
- ○議長(小峯聡議長)他に質疑ありませんか。はい。大沼議員。
- ○10番(大沼恒雄議員)補正に載ってきてない部分でちょっとお尋ねしたい部分が3点ほどあるんだけれども、土木費の補正されてないんだけれどね、歩道縁石の除草について前から言ってるんだけど、この辺は予算で間に合っているから出てないのか、それとも別な考え方があるのか、地域の人との協働の除草、こういったものに対してどのように考えられているのかお尋ねしたい。それから、第6波のコロナの感染が終わったんだけれども、減少傾向にあるんだけれど、沼田はこのコロナマスクの着用についてこれからどのように考えていかれるのかと、もう一つ、6月15日の道新なんですけれども、空知管内自治体の物価高騰対策の記事が載ってました。沼田町外れてるんだよね。これ取材されなかったのか、取材拒否されたのか、この記事見ると非常に腹が立ったんだ。ていうことは、沼田一生懸命やってんのになんだか沼田何もやってないような印象の記事になってるから、これに対してどのように思われたか3点お願いいたします。
- ○議長(小峯聡議長)はい。建設課長。
- ○建設課長(瀧本周三課長)私の方からまず1点目の除草についてご報告させていただきたいと思います。まず、大沼議員の方からは、昨年の6月の定例会のときに一般

質問いただきまして、町長の方からは、除草については地域の方の協力もいただきながら進めていきたいというような回答させていただいたところでございます。そのことも踏まえまして、今回、先に自治振興協議会の方でグリーンルーラルの活動を実施したというふうに皆さんご記憶あると思いますが、その際に参加いただいております各団体に意向の確認をさせていただいております。そして、その確認の結果4つの町内会、あと行政区長を含む8団体の方が除草剤を受け取っていただきまして、除草活動にご協力いただいてるような形になってございます。今後もさらに地域での活動、これが広がっていくように自治振興協議会の担当部局とも連携をしながら進めていきたいというふうに考えております。あと市内の方については、もし今回振興協議会で不足する場合については、当方の道路維持の関係の中でも調整していきたいというふうに考えております。以上です。

- ○議長(小峯聡議長)はい。保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小玉好紀課長)只今質問ございましたマスクの着用の考え方でございますが、マスクの着用につきましては、これから気温が熱くなるという時期を迎えるということで、熱中症、こういったものが心配ということで、先日5月下旬ぐらいでしたか、国の方からその取り扱いが示されました。北海道においても、この国の指針に基づきまして対策を講じるとされていることから、本町においてもこれに基づいて、これに準ずるというふうに考えております。例えばですが、必ずしもマスクを必要としない場合としまして、例えば屋外なら人と人との距離がですね、関わらず2メートル以上離れていることですとか、あるいは屋内であれば2メートル離れて全く会話しない場合だと屋内でもいいですよとか、そういう指針が示されております。実は先日、5月26日に区長発送で発送いたしました新型コロナのお知らせにも屋外でのということで、載せてはあるんですけど、あまり大きくはなかったので、次回のコロナのお知らせ版ですね、そちらの方に改めてマスクの着用についての周知の方をさせていただきたいと考えておりますのでご理解いただければというふうに思います。以上です。
- ○議長(小峯聡議長)はい。副町長。
- ○副町長(菅原秀史副町長)最後の道新の記事の関係でございますが、今回の補正につきましてですね、細かに道新から今確認した中でも取材は受けておりませんが、もちろん補正予算等々出してますんで、気づいてはいると思います。私も見た中で沼田という部分なかったですけど、その他に先日も木もく連だとか色々違った部分で記事がいっぱい出てるんで、その辺でバランスとられたのかなあぐらいに私は前向きに取ったところでございます。以上でございます。
- ○10番(大沼恒雄議員)分かりました。
- ○議長(小峯聡議長)よろしいですか。他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。
- ○10番(大沼恒雄議員)はい。意見あります。
- ○議長(小峯聡議長)はい。大沼議員。
- ○10番(大沼恒雄議員)はい。今、原油高騰対策、それからコロナ対策の中で沼田町は、色々な形の中で町民の支援をされている。しかしながら、これからもどのような形になっていくかわからないので、今後も支援体制を考慮していくということであれば、私は賛成させていただきます。意見とさせていただきます。
- ○議長(小峯聡議長)この他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第45号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり 可決されました。

- ○議長(小峯聡議長)日程第14。議案第46号。令和4年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。
- ○和風園園長(安念昌典園長)はい。議案第46号。令和4年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和4年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。別冊の令和4年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)2頁をお開きください。令和4年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)。令和4年度沼田町の養護老人ホーム特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,778万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,119万4千円と定める。2項については省略させていただきます。令和4年6月16日提出。町長名でございます。本補正予算をご説明する前に、今現状での和風園の利用者の状況についてご説明を申し上げます。6月1日現在、定員数100名に対し、男性27名、女性73名、合計100名の利用者が在籍してございます。今現在、そのうち3名の方が入院されております。それでは今回の補正予算の主な内容についてご説明をいたします。国の

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、利用者の皆様の生きが いづくりを目的とした事業実施と、令和3年度の繰越金の確定に伴う補正予算となっ てございます。 7 頁、歳出をご覧ください。 1 款総務費、 1 項総務管理費、 1 目一般 管理費、24節積立金の増額につきましては、令和3年度の繰越金の確定に伴い1, 678万1千円を積み立てるものでございます。2款1項1目事業費、10節需用費、 食料費100万円の増額補正でございますが、食による元気回復事業といたしまして、 町内飲食店などを活用し感染対策を施した中で、家族との交流機会を確保し、利用者 の皆様個々に充実した思い出に残る事業を実施していきたいと考えてございます。6 頁歳入をご覧ください。5款1項1目1節、一般会計繰入金100万円の増額につき ましては、歳出でご説明した食による元気回復事業にかかる経費を一般会計から繰り 入れ、財源とするものでございます。2項1目1節、基金繰入金446万2千円の減 額でございますが、令和3年度の繰越金の確定に伴い、当初予算で計上していた工事 請負費などの財源を前年度繰越金へと組み替えたことから基金繰入金を減額したもの でございます。6款1項1目1節、繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴 い2,124万3千円を増額するものでございます。以上で説明を終わります。ご審 議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。上野議員。

8番(上野敏夫議員)8番、上野です。臨時交付金が和風園に100万円入って、その100万円が入園者の食料費に代わるような説明なんですけど、今3名の方が入院されているだとか、お年寄り一人一人に当たる1万円を本当にそのように食料費に全額使うような予算であればちょっと不公平感も出てくるような気がするし、一人一人に渡すべきでないかな。それから食料品を買うべきじゃないかなと思うんです。その辺の園長としての考えをお聞かせください。それと面会の関係ですね。面会の緩和っていってても、考えがあればそれも同時にお聞かせください。

○議長(小峯聡議長)はい。和風園園長。

○和風園園長(安念昌典園長)今のご質問にお答えいたしたいと思います。 100万円につきましては、過去に同じように商品券ではなく繰入金をいただいて、利用者の方に色々と事業を去年も一昨年もやってまいりました。最初に利用者の皆さんには全員1人ずつ聞き取りをしてございました。その中で、結果として商品券いただいてもなかなか使えない。 3ヶ月間の中で使うってことがなかなか困難だっていうこともありまして、園として収入をいただきまして、それを利用者の皆さんに還元しようということで、去年・一昨年と、去年は50万円いただいてますが、それを超える分だけ実際使ってございます。使い道の用途といたしましては、お食事会だとかバイキングだとかっていう形で全部使ってまいりましたが、利用者さんの中には説明をしてはも

ちろんおりますし、その時は納得していただいてますが、もしかしたらそのことに不満を感じている方がいらっしゃったのかもしれないっていうのは否めないなっていうふうには考えております。また、今回につきましては、今までずっと我慢して家族との交流ができなかったっていうことを、面会はもちろんできるんですけど、部屋に行くだとか、一緒に外出するっていう楽しみがなくなったっていうことを考えると、どうしてもなんとかしたいって思いは我々にはありまして、そんな中で個別に1個1個、個別に対応できる事業を今回の100万円をいただいて、今まさに考えているところで、実際には何パターンかに分けて一緒に感染対策を施した中なんですけど、1週間ぐらい健康チェックもしてもらいつつ、完全に安全だっていうところを確認した上で、お部屋の中で宴会をしてもらうだとか、少人数、もちろん感染対策してですけども、あとは外出の機会を作って家族交流をするっていうことを今段階で考えてまして、そういうことを何回か繰り返してやろうっていうふうに考えているところでございます。以上です。

- ○8番(上野敏夫議員)緩和、緩和。
- ○和風園園長(安念昌典園長)面会の緩和につきましては、今4回目のワクチンが和風園であれば7月13、20日で行われます。その4回目のワクチン打ち終わりましたら居室内での面会、あるいは窓を開けてなんですが、そういったことを含めて今旭寿園とも合わせて考えているところでございまして、詳細については今の感染状況を見ながらということもありまして、再度また詰めていきたいというふうに考えております。
- ○8番(上野敏夫議員)はい。
- ○議長(小峯聡議長)はい。上野議員。
- \bigcirc 8番(上野敏夫議員) 100名の入園者がいるってことで、全員はね、納得しない方、中にはいると私は思うんですよね。園長も理解してると思いますけどね。1度そのお金を入園者に渡して、コロナ対策の交付金っていう意味でね。それで私が分からなければ身寄りのある家族なりに確認をした上で、1万円というのはやっぱりお金をね、渡された。そのことによってまた食料品を買う。集めてね。本当に意味のある生きたお金の使い方をするべきかなと私は思ってますので、まして入院してる人についてはその1万円がなんか活きないような気しますので、もう少しその1万円の使い方を入園者にね、納得してもらうような方法で使っていただきたいんですけど、その辺の考えはどうでしょうか。
- ○議長(小峯聡議長)はい。和風園園長。
- ○和風園園長(安念昌典園長)はい。もちろんですね、利用者さんの中でやっぱり判断つかない方ももちろんいらっしゃいますんで、特に入院されてる方はそういった食で楽しめる状況でもないってことを鑑みますと違った方法で支給、うちでは扶助費っ

ていうのも持ってまして、いろんな形で洋服だとかそういったこともプレゼントをしてる状況でもございますので、そういったことも考えながら、使途についてはご家族と確認しながらやっていきたいと思っております。以上です。

- ○8番(上野敏夫議員)はい。いいです。
- ○議長(小峯聡議長)はい。他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第46号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり 可決されました。

(一般議案)

- ○議長(小峯聡議長)日程第15。議第47号。令和4年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。
- ○旭寿園園長(荒川幸太園長)はい。議案第47号。令和4年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和4年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。別冊、令和4年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補算補正予算(第1号)の2頁をお開き願います。令和4年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)。令和4年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それでそれぞれ3億9,696万9千円と定める。2項については省略致します。令和4年6月16日提出。町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

- ご審議のほど、よろしくお願い致します。
- ○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第47号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり 可決されました。

(一般議案)

○議長(小峯聡議長)日程第16。議論第48号。令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。なごみ施設長。

○なごみ施設長(荒川幸太施設長)はい。議案第48号。令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。別冊、令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算(第1号)の2頁をお開き願います。令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,183万2千円と定める。2項については省略致します。令和4年6月16日提出。町長名でございます。それでは今回の補正予算の主な内容についてご説明致します。令和3年度決算繰越確定に伴う財源振替による予算措置と、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金分を活用した各種経費にかかる補正予算でございます。

(「説明省略」の声あり)

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第48号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり 可決されました。

(一般議案)

○議長(小峯聡議長)日程第17。議案第49号。令和4年度沼田町介護保険特別会 計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。 ○保健福祉課長(小玉好紀課長)はい。議案第49号。令和4年度沼田町介護保険特 別会計補正予算について。令和4年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとお り提出する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。別冊の令和4年度沼田 町介護保険特別会計補正予算(第1号)、2頁をご覧ください。令和4年度沼田町介 護保険特別会計補正予算(第1号)。令和4年度沼田町の介護保険特別会計の補正予 算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出 予算の総額に歳入歳出それぞれ2,275万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ4億847万6千円と定める。2項省略させていただきます。令和 4年6月16日提出。町長名でございます。今回の補正にかかる主な内容でございま すが、令和3年度決算に伴う繰越金の確定と、前年度の介護給付費の国などへの償還 金を補正する内容となってございます。7頁をご覧願います。歳出でございます。3 款積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金、1,197万3千円の増額補正につ きましては、繰越金の確定に伴い、繰越金をこの後説明いたします償還金に充当した 残り分を基金積み立てとするものでございます。5款諸支出金、1項償還金及び還付 加算金、2目償還金1,077万9千円の増額補正につきましては、国・道などから 交付されております介護給付費につきまして、過年度の実績に基づき精算する額を介 護給付費等返還金として増額補正するものでございます。続きまして6頁をご覧願い ます。歳入でございます。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、また その下の5目災害等臨時特例補助金でございますが、こちらは先ほど議決いただきま した。介護保険条例の改正の際に保険料を減免する特例措置について1年延長になっ た旨をご説明いたしましたが、減免により生じます歳入不足につきましては、国から 財源が補填されることになっており、その国からの収入は、特別調整交付金と災害等 臨時特例補助金の2つに分かれてそれぞれ交付されることから、これを受けるための 科目をそれぞれ新たに設けるものでございます。7款1項1目繰越金2,275万円 の増額補正につきましては、前年度からの繰越額が確定したことにより、前年度繰越

金として増額補正するものでございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第49号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり 可決されました。

- ○議長(小峯聡議長)日程第18。議案第50号。令和4年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小玉好紀課長)はい。議案第50号。令和4年度沼田町国民健康保 険特別会計補正予算について。令和4年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別 冊のとおり提出する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。別冊の令和4 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)2頁をご覧ください。令和4年 度沼田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。令和4年度沼田町の国民健康保 険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。 第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ346万2千円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億917万4千円と定める。2項省略させていた だきます。令和4年6月16日提出。町長名でございます。今回の補正につきまして は、令和3年度決算に伴います繰越金の確定、また保険税率の改正に基づきます保険 税の減額補正、そしてこれに伴い不足する財源に充てるため、基金からの繰入金を増 額するものが主な内容となっております。9頁をご覧願います。歳出でございます。 1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費41万6千円の減額補正ですが、未就 学児にかかる保険税の軽減措置が今年度から制度化されたことに伴いまして、国保シ ステムの設定変更にかかる委託料を予算化しておりましたが、現在行っている保守の 中で実施していただけることになったことから、この度減額補正するものでございま

す。3款1項1目、国民健康保険事業納付金306万8千円の減額補正ですが、北海 道に収めます国民健康保険事業納付金の額が、当初予算では北海道から示された仮の 係数の額としていたところですが、このほど確定額として1億6,286万5千円の 通知があったことから、その差額を減額補正するものでございます。 9款1項1目予 備費、2万2千円の増額補正ですが、5月30日に国民健康保険運営協会を開催した ところでございますが、それ以降、5月31日に収められた保険税2万2千円につき まして予備費に計上することとし、増額補正するものでございます。続きまして7頁 をご覧願います。歳入でございます。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国 民健康保険税4,473万円の減額補正ですが、国民健康保険税につきましては、北 海道に納付いたします。事業納付金の財源となるものでございますが、後ほど歳入の 4款で説明いたします基金からの繰入金、歳入の5款で説明いたします昨年からの繰 越金につきましても、事業納付金の財源として見込んだ中で保険税の必要額を算出し、 医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ減額補正するものでご ざいます。4款繰入金、1項1目一般会計繰入金19万6千円の減額補正ですが、ま ず3節の事務費繰入金につきましては先ほど歳出で説明いたしました未就学児にかか る保険税の軽減措置の制度化に伴うシステム改修費用が減少したことにより、歳出と 同額の41万6千円を減額補正、またその下の8節国保未就学児均等割保険税軽減繰 入金22万円の増加補正でございますが、未就学児の保険税を減額することにより生 じる歳入不足につきましては、国・道・市町村がそれぞれ負担することになっている ことから、これを受けるための節を新たに設けるものでございます。次に、その下2 項1目基金繰入金3,500万円の増額補正ですが、コロナ禍による経済的な影響や 昨今の燃料費や物価の高騰という実情を踏まえ、保険税の負担を昨年同様に低く抑え るために、国民健康保険財政調整基金から3,500万円を繰り入れるものでござい ます。8頁をご覧ください。5款1項1目繰越金、646万4千円の増額補正ですが、 令和3年度の余剰金746万4千円を本年度に繰り越すことによる増加補正でござい ます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろ しくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第50号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり 可決されました。

(一般 議 案)

○議長(小峯聡議長)日程第19。議案第51号。令和4年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(小玉好紀課長)はい。議案第51号。令和4年度沼田町後期高齢者 医療特別会計補正予算について。令和4年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算 を別冊のとおり提出する。令和4年6月16日提出。町長名でございます。別冊の令 和4年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)2頁をご覧ください。令 和4年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。令和4年度沼田町の後 期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出 予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万5千円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,403万6千円と定める。2項省略 させていただきます。令和4年6月16日提出。町長名でございます。今回の補正に つきましては、制度改正に伴う保険者証の更新業務にかかる事務費の補正、また令和 3年度決算に伴う繰越金の確定により補正処理するものでございます。7頁をご覧願 います。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費28万2 千円の増額補正ですが、現状の制度におきましては、医療費の自己負担割合として1 割または3割、この2つが設定されておりますが、制度改正によりまして本年10月 から新たに2割負担の項目が追加されることから、これにより必要となる保険者証の 更新業務にかかる通知、郵送料等について増額補正するものでございます。2款1項 1目後期高齢者医療広域連合納付金、79万7千円の増額補正ですが、過年度からの 滞納繰越分77万9千円と、出納閉鎖期間に納付された保険料1万8千円、合わせて 79万7千円を広域連合への保険料負担金として増額補正するものでございます。続 きまして6頁をご覧願います。歳入でございます。1款1項1目後期高齢者医療保険 料77万9千円の増額補正につきましては、滞納繰越分として処理する保険料につき まして計上しているものでございます。3款1項1目繰越金につきましては、出納閉 鎖期間に現年度分として納められた保険料につきまして、前年度からの繰越金として 1万8千円を増額するものでございます。5款広域連合支出金、1項広域連合補助金、

3目特別調整交付金28万8千円の増額補正につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました制度改正に伴います保険者証の更新業務にかかる通知、郵送料につきましては、広域連合からの交付金で賄われることから、歳出と同額を補正計上するものでございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第51号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり 可決されました。ここで暫時休憩を致します。再開は2時50分に再開します。

午後 2時38分 休憩

午後 2時50分 再開

(議事日程の追加)

○議長(小峯聡議長) 再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、 町長から議案1件、事務局から閉会中の所管事務調査の申し出1件、陳情2件が追加 案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第52号、令和4年度沼田町一般会計補正予算について。閉会中の所管事務調査の申し出について。陳情第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について。陳情第2号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について。以上、4件を日程に追加することに決定しました。

○議長(小峯聡議長)日程第20。議案第52号。令和4年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長(村中博隆課長)はい。議案第52号。令和4年度沼田町一般会計補 正予算について。令和4年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和 4年6月17日提出。町長名でございます。別冊の令和4年度一般会計補正予算(第 3号)2頁をお開き下さい。令和4年度沼田町一般会計補正予算(第3号)。令和4年 度沼田町の一般会計の補正予算(第3号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算 の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万4千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,776万5千円と定める。2項省 略させていただきます。令和4年6月17日提出。町長名でございます。8頁をお開 き願いたいと思います。歳出でございます。6款農林水産業費、1項2目農業総務費、 18節負担金補助及び交付金、農地利用効率化等支援交付金242万4千円の増額補 正ですが、1経営体の農業機械導入に係る補助で補助率3割でございまして、同額が 歳入で措置される、いわゆるトンネル予算の計上でございます。7頁、歳入へお戻り ください。17款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金242万4千円の増額補 正です。歳出6款農林水産業費でご説明いたしました、農業機械導入に係る歳出と同 額の計上でございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご 審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第52号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり 可決されました。

(閉会中の所管事務調査の申し出)

○議長(小峯聡議長)日程第21。閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と 致します。お諮り致します。本件は各常任委員会が調査終了までの閉会中の所管事務 調査の申し出であります。この際、説明を省略し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定しました。

(陳情の審議)

○議長(小峯聡議長)日程第22。陳情第1号。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印、批准を求める意見書提出を求める陳情についてを議題と致します。お諮り致します。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、委員会付託を 省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。この際、討 論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
- ○4番(高田勲議員)議長。
- ○議長(小峯聡議長)はい。高田議員。
- ○4番(高田勲議員)4番、高田であります。反対の立場から討論させていただきた いというふうに思います。我が国はこの核禁止条約ではなくて、核兵器不拡散条約、 NPTというやつに加盟してございます。この核禁条約の方は何カ国かわかりません が、多分署名が86で批准が60カ国ちょっとぐらいだと思うんですけども、こちら のNPTの方は191カ国で非契約国は、インド、パキスタン、イスラエルとなって ございます。核禁止条約を批准してる国は、俗に言う核を持ってる国。アメリカ、中 国、ロシア、イギリス、フランス、あと持ってるだろうなと思われるのは、インド、 イスラエル、パキスタン、北朝鮮なんです。こちらの国はこの核禁止条約には参加し てないんですよ。それで、NPTの方は、核兵器の不拡散、核軍縮、原子力の平和目 的などを目標というか、中身をそういうふうに掲げてはっきり謳っておりまして、じ ゃあ今までどんなことをやったのかというと、南アフリカが保有していた核兵器を放 棄した、これは1991年です。それからベラルーシ、カザフスタン、それからあと 今話題のウクライナ、こちらも94年に核兵器を移転して非核兵器国として加入した。 こういう歩み、実績を重ねて現在に至っているわけであります。基本的には核兵器の ない世界の達成に向けた直接的な言及や核軍縮に関わる明確な約束を2010年には この192カ国で、当時はこれだけだったかわかりませんけども、再確認をしている。 本来は2020年にNPT運用検討会議っていうのがニューヨークで開かれる予定で したが、コロナの関係で延期となって、その後は今開かれていない状態であります。

一方の当陳情書にある核兵器禁止条約っていうのは、核保有国、核を持ってると思われる国は1カ国も参加していなくて、まだ会議をやった実績もないんですよ、ここが1番大事なところで、やっぱり実績のあるNPTの方をしっかりやっていくのが、日本国としての私は使命だと思う。NPTも最後は核なくそうよって言ってるわけですから、本陳情の核禁条約、これは一斉のせいで皆でなくそうよって言ってるんですけども、ちょっとやっぱりそれに核保有国が入ってないってことが、現実離れがあまりにもしてると思います。ですから、日本国の立場としてはNPTを推進するということで、私は本陳情、意見書には反対をさせていただきます。以上です。

- ○議長(小峯聡議長)他にご意見ありませんか。
- ○5番(篠原暁議員)はい。議長。
- ○議長(小峯聡議長)はい。篠原議員。
- ○5番(篠原暁議員)反対のご意見がありましたので、私は賛成の立場で意見を私も述べさせてもらいたいと思いますけれども、核不拡散条約はあくまでもやはり今の現状の核保有国の存在を容認するという形になるんではないかなと思います。今のロシアの情勢を見ると、核兵器の使用も持さないということで、相手に脅しをかけるというようなちょっと今まで想像だにできなかったようなことが現実今直面している状況の中で、やはり日本の唯一世界で戦争被爆国としての日本の立場としては一刻も早く世界から核兵器をなくすということの立場を核兵器保有国に対しても、訴えていくという立場に立つべきではないかなと思いますので、この核兵器禁止条約には参加するという立場で臨んでほしいというふうに考えまして、これに賛成したいと思います。以上です。
- ○議長(小峯聡議長)他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本陳情について採決 致します。この採決は挙手によって行います。お諮り致します。
- ○10番(大沼恒雄議員)議長。議事進行。ちょっと休憩とってもらっていいですか。 休憩要望します。
- ○議長(小峯聡議長)はい。暫時休憩します。

午後 3時01分 休憩 午後 3時03分 再開

○議長(小峯聡議長)再開致します。お諮り致します。陳情第1号を採択することに 賛成の方は挙手を願います。賛成8名。反対の方の挙手をお願いします。反対1名。 したがって、本陳情は採択することに決定しました。

(陳情の審議)

○議長(小峯聡議長)続いて日程第23。陳情第2号。森林・林業・木材産業による グリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情についてを 議題と致します。陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託 を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。この際、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮り致します。陳情第2号は採択することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択することに決定 しました。ここで残時休憩を致します。

午後 3時05分 休憩

午後 3時06分 再開

(議事日程の追加)

○議長(小峯聡議長) それでは再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。先ほど採択されました陳情に伴う意見書案2件が追加案件として提出されました。 この際、これを日程に追加し議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 異議なしと認めます。よって、意見案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)について。意見書案第3号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)について。以上、2件を日程に追加することに決定しました。

(意見案の審議)

○議長(小峯聡議長)日程第24。意見案第2号。日本政府に核兵器禁止条約の参加・ 調印・批准を求める意見書(案)についてを議題と致します。お諮り致します。この 際、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意義なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、意見案第2号は、原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

(意見案の審議)

○議長(小峯聡議長)日程第25。意見案第3号。森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)についてを議題と致します。 お諮り致します。この際、討論を省略したしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮り致します。本案は原案のとおり、関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、意見案第3号は、原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

(閉会宣言)

○議長(小峯聡議長)以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。これにて、令和4年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

午後 3時08分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長八斉聡 署名議員上野級夫 署名議員大邓恒雄